

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる日は、
翌日が休日)(の)

規則

目次

◇規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

健康保険法による保険医療機関等の指定

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

町営土地改良事業計画の認可

九の二 食肉処理業

別表中特殊基準の項第九号の次に次の二号を加える。

1 処理場は、荷受場、と殺放血室、処理包装室、冷蔵室（冷蔵庫）を設け、それぞれ一定の区画をするとともに、処理前の生体又はと体と、処理後の食肉等の搬入及び搬出場所を別に設けること。ただし、と殺放血を行なわない営業にあつては、荷受場又はと殺放血室を省略することができる。

2 処理場には、放血機、湯漬機、脱羽機、剥皮機、処理台、細断機、冷却機等必要な機械器具を設けること。ただし、と殺放血を行なわない営業にあつては、放血機、湯漬機、脱羽機又は剥皮機を省略することができる。

3 処理台（作業台）の表面は、ステンレス等で張り、清掃及び洗浄が容易であること。

4 溫湯又は蒸気が豊富に供給できる設備を設けること。

◇人委規則

- 1 土地改良区の設立認可
- 2 非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱の廃止
- 3 土地区画整理事業計画の変更の認可
- 4 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和三十二年十一月鳥取県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

5 汚水だめ及び汚物だめは、コンクリートその他不浸透性材料で作られ、密閉できるおおいがあること。ただし、排水溝が処理設備、浄化施設又は公共下水道に接続している場合には、汚水だめを有することを要しないこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「企業組合」の下に「協業組合」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年二月十六日

鳥取県告示第百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年二月十六日

より、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第一百九号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
島国医一、二九八	笠 置 綱 清	昭和四十二年十二月二十五日
島国薬一七九	足 立 計 子	昭和四十三年一月十一日

鳥取県告示第百十一号

(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 土地改良事業計画書及び条例の写し
二　縦覧に供する期間
昭和四十三年二月十七日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

(農道橋整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 土地改良事業計画書及び条例の写し
二　縦覧に供する期間
昭和四十三年二月十七日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百十二号
- 昭和四十二年十二月二十六日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良(老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十三年二月十六日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 縦覧に供する書類の名称
鳥取県知事 石 破 二 朗

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一　縦覧に供する書類の名称
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十四号

昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

四 異議の申出

昭和四十三年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和四十三年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

- 土地改良事業計画書及び条例の写し
 二 縦覧に供する期間
 昭和四十三年二月十七日から二十日間
 三 縦覧に供する場所
 佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

昭和四十三年一月十九日付けで米子市大崎七八〇番地木村賢ほか二十一人の者から申請のあつた中海土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破

二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書及び定款の写し
 二 縦覧に供する期間
 昭和四十三年二月十六日から二十日間とする。
 三 縦覧に供する場所
 米子市役所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事

石 破

二 朗

期

四 異議の申出

鳥取県知事

石 破

二 朗

期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

非補助土地改良事業資金利子補助金交付要綱（昭和三十五年六月鳥取県告示第三百十七号）は、廃止する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道 路 の 廉 止 場 所	廢止した道路の幅員及び延長
米子市東福原字荒神北三七五の二六番地	米子市東福原字荒神北三七五の二六	幅員 四・〇〇メートル
河 津 好 江	三七五の一七	延長 五四・〇〇メートル
	三七五の二八	

人 事 委 員 会 規 则

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

基づき米子市五千石団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称
米子市五千石団地土地区画整理事業

二 事務所の所在地
米子市中町二十番地

三 事業計画の認可の年月日
昭和四十一年三月二十二日

四 事業年度
昭和四十一年度から昭和四十二年度まで

五 變更認可の年月日
昭和四十三年二月十日

六

昭和四十三年二月十日

別表中

地方農林振興局

局長(人事委員会の定めるものに限る。)
百分の二十

局長
百分の十六

を

地方農林振興局

局長 課長

百分の十六

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日において、この規則による改正前の管理職手当に関する規則の別表の知事の事務部局の地方農林振興局の項に掲げる局長(人事委員会の定めるものに限る。)の職にあつた職員でこの規則施行の日以後引き続き地方農林振興局の局長の職にある者に対するこの規則による改正後の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)の適用については、新規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。